

事業評価調書

◎基本情報

年度	2014	会計コード	10	一般会計	事業コード	20173
事業名	埋蔵文化財センター運営管理費					
評価担当課	所属名	観光文化局文化財課埋蔵文化財係				
	課長名	榎引	担当者名	佐藤・秋山	電話番号	512-5430
施策名	主	5-2-1 市民が多彩な文化芸術に親しむとともに、自ら作り上げる文化活動の振興				
	副					
新まちづくり計画	○ 対象 ● 対象外		戦略ビジョン	○ 対象 ● 対象外		
事業の性質	● 経常経費 ○ 臨時的経費					
	○ 内部管理 ○ 法定経費 ○ 指定管理費					
事業内容	実施形態	● 直営 ○ 一部委託 ○ 全部委託 ○ 補助・助成 ○ その他				
	取組内容 (何を する)	埋蔵文化財保護のための事前協議及び埋蔵文化財保護思想の普及啓発事業。 ① 事前協議・周知・指導: 開発事業者と協議を行い、必要に応じて所在・試掘調査を実施し、現状保存や記録保存等の取扱いについて指導する。 ② 普及・啓発活動: 展示室では、土器や石器をはじめ写真や模型などを使用し、札幌の歴史的経過などをわかりやすく解説している。また、体験講座等を開催している。 ③ 事務費: センターの運営に伴う一般事務費として。				
	目的 (何を どうす るため に)	長期	埋蔵文化財保護行政の推進と埋蔵文化財保護思想の普及啓発を図る。			
		短期	埋蔵文化財保護のための適切な指導を行い、開発事業との円滑化を図る。埋蔵文化財の展示や体験講座等を実施し、市民が埋蔵文化財の多様な価値を幅広く享受する機会を設ける。			
実施結果	① 開発事業者と協議を行い、適切な埋蔵文化財保護のための指導を行った。 ② 常設展示のほか企画展、速報展、体験講座等を実施し、埋蔵文化財の普及・啓発に努めた。 埋蔵文化財センター展示室入場者数: 62,466人					
事業実施における工夫点	① ホームページなどで埋蔵文化財の取扱いなどについて周知。 ② 常設展示のほか企画展や速報展などを開催。					
対象者	市民、開発事業者など			開始	1991 年度	終了 年度
関連法令・ 条例・要綱 等	文化財保護法、札幌市埋蔵文化財センター条例、札幌市埋蔵文化財事務取扱要綱等					
他都市 の状況	・埋蔵文化財保護と開発事業との調整は全て直営で実施。 ・普及啓発事業は、財団を設置していない名古屋市・福岡市では直営で行っているが、それ以外の都市では直営と財団(埋蔵文化財センター・博物館等)で事業を行っている。					

◎事業費

(単位:千円)

		25年度決算	26年度予算	26年度決算	27年度予算
事業費		8,956	9,984	9,278	9,588
うち特定財源		124	117	68	83
人工		4.5	3.9	3.9	3.9
人件費		32,850	27,690	27,690	27,690
計(事業費+人件費)		41,806	37,674	36,968	37,278
事業費の内訳	26決算	決算額 9,278千円 委託料: 1,987千円、賃借料: 796千円、その他6,495千円			
	27予算	予算額 9,588千円 委託料: 1,458千円、賃借料: 1,756千円、その他6,374千円			

◎検証(振り返り)

活動指標1	指標名	埋蔵文化財センター展示室企画展・速報展開催件数		
	25年度実績	26年度予定	26年度実績	27年度予定
	2	2	2	2
活動指標2	指標名			
	25年度実績	26年度予定	26年度実績	27年度予定
成果指標1	指標名	埋蔵文化財センター展示室入場者数		
	25年度実績	26年度目標	26年度実績	27年度目標
	48,516	50,000	62,466	60,000
成果指標2	指標名			
	25年度実績	26年度目標	26年度実績	27年度目標
項目	判定	理由		
事業の成果 (目的をどの程度達成できたか)	A	①開発事業者と協議を行い、適切な埋蔵文化財保護のための指導を行った。 ②展示室において、土器や石器をはじめ写真や模型などを使用し、札幌の歴史的経過などをわかりやすく解説したほか、体験講座等を実施した。		
事業規模 (事業ボリュームは適切か)	A	①開発事業の大幅な増減がなかったため、現体制のままで対応が出来た。 ②企画展、速報展、体験講座等の予定している事業を、全て実施することが出来た。		
事業の実施手法 (事業の効率性、実施主体は適切か)	A	①法律上国の機関等以外の開発事業に対する文化財保護法の届出についての指示は、政令市が直接実施することになっている。事業の効率性を高めるため、ホームページなどで埋蔵文化財の取扱いなどについて周知し、迅速な情報提供を図っている。 ②文化財保護法では、地方公共団体は、文化財を積極的に公開・活用することが求められていることから、企画展、速報展、体験講座等を本市が直接開催し、効果的に情報発信している。		
対象者の満足度 (対象者のニーズにしているか)	A	①周知の埋蔵文化財包蔵地や隣接地等で開発事業を行う場合は、埋蔵文化財の保護と開発事業の円滑化を図ることが求められていることから、ホームページで埋蔵文化財の取扱いなどに関する情報を提供して、開発事業者の要望に応えている。 ②埋蔵文化財について学びたいという市民ニーズに応えるため、企画展、速報展、体験講座等を実施して、市民が年間を通じて新たな情報を得られるように工夫している。		
市民参加の実施	<input type="checkbox"/> 企画 <input checked="" type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 評価 <input type="checkbox"/> 対象外 市民参加結果への対応 <input type="checkbox"/> 回答 <input checked="" type="checkbox"/> 反映			
今後の改善点	①開発事業に対して、より一層の迅速かつ適切な埋蔵文化財の保護を推進するため、体制の充実を図る必要がある。 ②学校教育・社会教育関係の団体利用の要望が多様化しており、より充実した対応を進める必要がある。			
前回の評価	● A ○ B ○ C ○ 評価省略対象事業			
今年度取り組んだ見直し内容	なし	見直し効果額(前年度)	0	千円
今回の評価	● A ○ B ○ C ○ 評価省略対象事業			
評価の理由	①開発事業者と協議を行い、適切な埋蔵文化財保護のための指導を行い、ホームページでの埋蔵文化財の取扱いなどに関する情報提供を行った。 ②企画展、速報展、体験講座等を開催し、市内の埋蔵文化財に関する情報発信を行った。			
次年度の取組の方向性・改善内容	事業内容	○ 改善 ● 現状維持 ○ 休止・廃止		
	予算	○ 拡充 ● 現状維持 ○ 縮小 ○ その他		
	①事前協議・周知・指導 ②普及・啓発活動 ③事務費	見直し効果額	0	千円